

平成 2 8 年第 3 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 8 年 9 月 5 日 (開会)

平成 2 8 年 9 月 1 5 日 (閉会)

日程第5 議案第1号から日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成27年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第13 議案第9号 平成27年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） お渡ししています上小阿仁村各会計歳入歳出決算書の方をお願いします。

上小阿仁村各会計歳入歳出決算書 2ページ、3ページをお願いします。

これは平成27年度上小阿仁村各会計歳入歳出決算総括表となっております。

議案第1号の一般会計から、議案第9号までの各特別会計の歳入歳出決算の認定議案となりますが、詳細の説明につきましては、常任委員会の決算審査において、各課長が行いますので、ご覧いただいております各会計別歳入歳出決算総括表でご説明させていただきます。

議案第1号 平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額26億2,004万489円。歳出決算額25億1,981万2,951円。差引残額1億22万7,538円であります。このうち繰越明許費繰越額が626万円であり、実質収支額は9,396万7,538円であります。

次に議案第2号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4億5,797万4,666円。歳出決算額4億5,788万455円。差引残額9万4,211円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第3号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額1億1,934万4,958円。歳出決算額1億1,934万4,958円で、同額であり差引残額0円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第4号 特別養護施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額3億2,688万5,673円。歳出決算額3億1,628万6,544円。差引残額1,059万9,129円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額1億7,147万9,544円。歳出決算額1億6,858万5,068円。差引残額289

万4,476円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第6号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額6,530万8,959円。歳出決算額6,530万8,959円で同額であり、差引残額0円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

議案第7号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4,730万2,023円。歳出決算額4,730万2,023円で同額であり、差引残額は0円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第8号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4億6,501万4,344円。歳出決算額4億6,501万4,344円。差引残額0円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第9号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額3,504万8,292円。歳出決算額3,504万8,292円。差引残額0円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に、決算書の295ページをご覧ください。

財産に関する調書についてご説明をさせていただきます。

内容につきましては296、297ページになります。各財産の種類別に前年度末現在高、年度中の増減高、年度末現在残高を記載しております。

1の公有財産であります。

(1)は、土地及び建物であります。村が所有する土地及び建物の面積となっており、土地についてのみ263㎡の増であります。これは寄付採納願いによる沖田面字小蒲野地区の住宅地のことでございます。298ページをお願いします。

(2)山林についてであります。これについて、面積、立木推定蓄積量となっております。面積につきましては、沖田面字土産沢の12.56haを沖田面集落に返地しましたので、その分が減となっております。立木推定蓄積量につきましては、成長分、それから伐採分の増減がありまして、前年度末残高が計で49万4,016㎡。年度中の増減が7,843㎡の増。年度末現在残高で50万1,859㎡となっております。

(3)有価証券であります。これにつきましては増減がありませんでした。

299ページをご覧ください。

(4)出資による権利であります。これにつきましても増減はありませんでした。

300ページ、301ページをご覧ください。

物品の車両についてであります。これにつきましては給食運搬車1台の減でございます。

302ページをご覧ください。

債権であります。これにつきましては、奨学金の貸付金になります。前年度末現在残高が2,953万8,000円。決算年度中の増減高が128万5,000円の減で、年度末現在残高が2,825万3,000円となっております。

4番は基金であります。これは、年度中に取り崩しと積立がありまして、合計で、前年度末現在高が33億5,570万6,000円。年度中の積立が4億4,705万9,000円。取り崩しが1,221万6,000円で、決算年度末残高が37億9,054万9,000円となっております。

なお、決算書の資料といたしまして、別冊で配布させております主要施策の成果と予算の執行状況報告書の2ページから19ページまで決算額の説明です。それと149ページから152ページにわたって平成17年度から平成27年度までの各会計決算の推移について、それから153ページから159ページには地方債の状況について記載しております。今後の審議の際に併せてご覧いただければと思っております。以上です。

監査報告

○議長（小林信） ここで代表監査委員の監査報告を求めます。鈴木孝明監査委員。

（鈴木孝明監査委員 登壇）

○監査委員（鈴木孝明） それでは。これより平成27年度の上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書を報告いたします。

審査にあたりましては、私監査委員 鈴木孝明と、同じく監査委員 伊藤秀明氏とともに審査を行いました。代表して私から報告申し上げます。

別冊の意見書により報告しますので、1、2ページをお開きください。

平成27年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度上小阿仁村一般会計他8会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、下記のとおり報告いたします。

記

1 審査期間 平成28年7月27日から8月4日まで6日間。

2 審査対象 (1)の平成27年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算から(9)の平

成27年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算までであります。

3 総括意見

各会計歳入歳出決算に係る証書類について、平成28年7月27日から8月4日までの6日間、帳票並びに証書類と照合し、審査した結果、収支とも正確で全て正当と認めます。なお、審査の結果の詳細は次のとおりであります。

4 一般会計

(1) 財政の推移

(イ) 平成27年度一般会計決算歳入総額26億2,004万円。歳出総額25億1,981万3,000円であり、歳入歳出差引額は1億22万7,000円となっておりますが、繰越財源が626万円で、差引実質収支額は9,396万7,000円となっております。なお、積立金3億5,899万6,000円。単年度収支836万2,000円を調整した結果、実質単年度収支は3億6,735万8,000円の決算となります。

(ロ) 決算規模を前年度と比較すると、歳入では1億4,659万8,000円。歳出では1億6,029万1,000円とともに減額となり、前年対比では、歳入では94.7%、歳出で94.0%と前年度を下回る決算額となっております。

(2) 財政収支の状況

平成27年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりです。表の説明は割愛させていただきます。

(イ) 歳入 表のとおり平成27年度の歳入決算額は26億2,004万円で、前年度より1億4,659万8,000円の減となっております、調定額に対する収入額済比率は99.1%で、前年とほぼ同率で推移しています。

(ロ) 歳出 これも表を割愛させていただきます。表のとおり平成27年度の歳出決算額は25億1,981万3,000円で、前年度より1億6,029万1,000円の減となっております、予算執行率は94.9%で、繰越明許事業費2,776万5,000円を差引すると執行率は95.9%で、平成26年度の94.9%より1%高い執行状況であります。なお不用額は、総額1億811万3,000円、前年度比較で3,607万6,000円減っています。

3ページ、4ページをお開きください。

(3) 財政運営の状況

(イ) 歳入。経常的収入のうち一般財源は17億2,942万5,000円であり、歳入総額の67%で、前年度より7,250万3,000円の増となっております。その主なるものは地方交付税と地方消費税交付金の増額によるものであります。

(ロ) 歳出。経常的な歳出のうち一般財源は14億4,679万8,000円で、歳出総額に占める割合は58.3%となっております。また経常収支比率は79.8%で、前年度より5.4ポイント減となっております、指標70~80%をクリアしております。

(4) 収入未済状況

平成27年度収入未済額は、総額2,268万4,000円で、調定額の0.86%であります。村税未収金総額は1,245万3,000円で、前年度より87万5,000円減っており、村税総額の調定額に対する収納率は92.2%で、前年度と同率となっております。また、現年度分の収納率は村民税99.1%、固定資産税97.5%、全体的には98.3%であり、同じく滞納繰越分についても調定額に対する収納率は16%、徴収額は212万2,000円で、収納率、金額とも前年度より高くなっております。滞納者は長年にわたり固定化しており、今後においては、顧問弁護士等と相談し法的措置を講ずるよう特段の努力を強く要望します。

住宅使用料の滞納は16人で、現年度分213万4,000円、過年度分752万100円であり、前年度より127万1,000円増え、滞納が年々増加しております。村税と同様、他市町村の事例も参考にしながら、退居措置を含めた改善が必要であり、早急に解消対策をお願いします。

貸付金元利収入未済額につきましては2件で、高額療養費貸付金については、本人が死亡しており、奨学金返還についても貸付時に問題があり、未納が予想されるものに対しては、今後とも慎重に審査してもらうよう要望いたします。

次に収入未済額の推移は、次表のとおりであります。表の説明は割愛させていただきます。

(5) 公債費

平成27年度の公債費は2億3,749万6,000円で、長期債に対する元金利子は前年度より2,759万5,000円減っております。また、公債費比率は30.7%で、前年度より0.3ポイント上回っております。公債比率の推移は次表のとおりです。表の説明は割愛させていただきます。

(6) 投資事業

平成27年度の投資的経費の決算額は2億1,609万5,000円で、うち建設事業費の2億1,296万3,000円。災害復旧費が313万2,000円となっており、前年度対比マイナス56.9%で、歳出に占める割合は8.7%で、前年度より10.2ポイント下回っております。また、投資的経費に充当された一般財源が4,781万5,000円。前年比1,336万8,000円の減となっております。

5ページ、6ページをお開きください。

(7) 不納欠損処分

平成27年度の不納欠損処分の額は、村民税が20年度から平成25年度まで32万2,897円。固定資産税が、平成17年度から平成22年度分として101万7,886円と、現年度分11万7,400円、軽自動車税が、平成22年度分9,600円であります。

不納欠損の理由及び手続きについては、村の徴収金処分審査委員会で審査されているようですが、その殆が時効によるものであります。今後は事前の対

応強化に努めるなど、税負担の公平性を欠くことないようにしてもらいたいものです。

なお、年度別不納欠損の推移は、次表のとおりです。表の方は割愛させていただきます。

(8) 不用額

平成27年度の不用額は、対前年比3,607万5,000円減ってはいるものの総額で1億811万3,000円と多額であります。これは各課全般に共通するもので、職員の資質改善が不可欠であり、予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、予算執行に係る総合牽制の観点からも多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定したあと、速やかに減額補正すべきと考えます。

(9) 基金の管理運用

年度当初における基金総額は33億5,570万6,000円で、年度中の積立金4億4,705万9,000円。取崩額1,221万6,000円により、27年度末現在では37億9,054万9,000円となり、4億3,484万3,000円の増であり、適正に行われております。

5 特別会計

平成27年度各会計の歳入総額は16億8,835万9,000円、歳出総額は16億7,477万円の決算となっております

各会計の収支状況は次表のとおりです。表の説明は割愛させていただきます。

(1) 国民健康保険事業勘定特別会計

歳入総額4億5,797万4,000円。歳出総額4億5,788万円。歳入歳出差引額9万4,000円の決算となっております。

国保会計については、基金保有額は9,756万8,000円ではあるものの、未納額が861万1,000円と多く、基金取り崩しが予想されます。今後は、未納額と収納率を向上させるために、国保運営委員会に諮り、国民健康保険法施行規則を準用し、滞納額が多いものについては、短期保険者証交付者でも、資格証明書発行への切り替えをするなど、厳しい処置を執るなどの改善が必要と思われます。併せて163万5,000円の不納欠損についても、村税と同様、慎重に取り計らってもらいたいものと思います。

(イ) 国民健康保険税の状況

国民健康保険税の収納率、収納未済額、不能欠損額の推移は次表のとおりです。表の説明は割愛させていただきます。

平成27年度の収納率は表のとおり、前年度0.3ポイント上回っております。また、現年度分の収納率も95.7%と、前年度より0.6ポイント上回っておりますが、引き続き納税者の公平の確立の確保と事業の健全な運営を図ってください。

(ロ) 保険給付の状況

事業の根幹となる保健給付費の推移は、次表のとおりです。表の説明は割愛

させていただきます。

(2) 国民健康保険診療施設勘定特別会計

歳入歳出総額ともに1億1,934万5,000円。歳入歳出差引額は0円の決算となっています。

患者数は、医科、歯科合わせて、年間述べ数で9,185人。現年度より704人減っており、診療収入も5,237万8,000円で、前年度よりも582万2,000円減っています。歳出の医業費の医薬材料費は570万5,000円で、前年度より48万9,000円の減となっております。歳入歳出額、いわゆる形式収支額はゼロ決算になっているが、一般会計からの繰入金5,120万1,000円と、国民健康保険事業勘定特別会計からの繰入金1,436万4,000円で、実質収支は、マイナス6,556万5,000円でありますので、村民の健康保持に必要な医療提供する目的で設置された特別会計でありますので、単なる企業性を追及するものではありませんが、外来収入が全てであり、関係者一丸となつての診療収入を増やす努力が必要と思われま

(3) 特別養護施設特別会計

歳入総額3億2,688万6,000円。歳出総額3億1,628万7,000円。歳入歳出差引額1,059万9,000円の決算となつていて、実質単年度収支では、1,840万1,000円となっています。

年度当初の基金総額は3億1,638万9,000円に、積立金966万3,000円を追加し、27年度末現在では3億2,605万2,000円となっております。今後は、大規模修繕も終えており、人件費が7割も占める施設は他にないので、1日も早い民営化に期待いたします。なお、実質単年度収支の推移は、次表のとおりです。表の説明は割愛させていただきます。

(4) 簡易水道事業特別会計

歳入総額1億7,148万円。歳出総額1億6,858万5,000円。歳入歳出差引額289万5,000円の決算であるが、一般会計や基金からの繰入金6,423万9,000円や、基金積立金1,545万9,000円を差し引きすれば、実質収支はマイナス7,680万3,000円であり、特別会計は、特別採算性の基本原則を踏まえ、適正な受益者負担の確保を図り、収支均衡に努めるべきであります。また、使用料の未納が82万6,000円あり、前年対比で24万7,000円増えているので、早期に徴収に努められたい。

(5) 農業集落排水事業特別会計

歳入歳出総額ともに6,530万9,000円、歳入歳出差引額ゼロの決算ではあるが、一般会計や基金からの繰入金4,405万3,000円や積立金1,000円を差し引きすれば、実質収支はマイナス4,405万2,000円です。また使用料の未納が294万1,000円ありますので、再度未納額を確認する上で、催告するよう要望します。

(6) 下水道事業特別会計

歳入歳出総額ともに4,730万2,000円で、歳入歳出差引額ゼロ円の決算ではあ

るが、一般会計からの繰入金2,618万6,000円や積立金の1,000円を差し引きすれば実質収支はマイナス2,618万5,000円であります。

また、使用料の未納額が15万7,000円あり、早期徴収に努めてください。

9ページをお開きください。

(7) 介護保険事業特別会計

歳入歳出ともに4億6,501万4,000円。歳入歳出差引額ゼロ円の決算ではあるが、実質単年度収支ではマイナス95万9,000円であり、介護保険料の収納率は普通徴収現年度分で89.7%と、前年度より1.4%下回っております。また、滞納繰越分が6.4%で、現年度より24.8%の減となっているほか、収入未済額74万1,000円については、早期徴収に努めるよう要望します。

(8) 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出総額ともに3,504万8,000円。歳入歳出差引額ゼロ円の決算ではあるが、実質単年度収支ではマイナス6万8,000円です。

6 決算審査の総評

一般会計及び特別会計を通じ、その計数に誤りはなく、証拠書類は適切に処理され妥当と認めます。

歳入については、地方交付税62.9%、国県支出金10.7%、村債8.7%で歳入総額の82.3%を占め、自主財源が乏しく厳しい財政状況にあります。

滞納者は村税、国保税、住宅使用料、農業集落排水使用料、介護保険料とも長年にわたり固定化しているため、前段で申し上げたとおり、その対策を至急講じてください。

国内の景気は回復傾向にあると報じられておりますが、これも当地域では実感がなく、景気は依然として低迷、生産人口や生産額も年々減少傾向にありますので、財源確保のため一層の努力を望むところであります。

經常収支比率は79.8%と財政構造の指標比率も概ね70~80%が適当であるとの範囲に収まっておりますが、今後の厳しさを考慮すると、経費の節減はもちろんのこと、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

なお、各課の指摘事項については、それぞれ決算報告で申し上げておりますので、今後において、その対処方法につきまして、常任委員会で報告をお願いいたします。

以上のとおり決算審査の総評を報告します。

続いて10ページをお開きください。

平成27年度上小阿仁村歳入歳出決算書審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による監査を実施したので、下記のとおり報告いたします。

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表については割愛いたします。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

平成27年度の実質収支は黒字で、早期健全化基準の実質赤字比率15%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

② 連結実質赤字比率について

平成27年度連結実質収支は黒字で、早期健全化基準の連結実質赤字比率20%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

③ 実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率5.3%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

④ 将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

(3) 改善を要する事項

法非適用企業3会計については、独立採算性の基本原則を踏まえ、一般会計からの繰入金を解消するよう努力が必要である。

次の11ページの表は、後ほどお目通しをください。

12ページをお開きください。

平成27年度簡易水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率と及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表の説明は割愛さ

させていただきます。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

資金不足がなく、経営健全化基準の20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 改善を要する事項

一般会計からの繰入金を解消する努力が必要である。

次、13ページの農業集落排水事業、次の14ページの下水道事業は、簡易水道事業の1番、2番と同文でございますので、説明を割愛させていただきます。

平成27年度上小阿仁村歳入歳出決算書審査意見書の説明は、以上であります。

○議長（小林信） これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第9号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第10号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第14 議案第10号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） お渡ししています上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案の方をお願いします。予算関係議案の1ページをお開きください。

議案第10号 平成28年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,807万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,669万4,000円とするものであります。

4ページをお願いいたします。

地方債補正の補正であります。

起債の目的 過疎対策事業として2億9,100万円でありましたが、第一配分の結果に基づきながら、2次配分を考慮し、総額で1,620万円を減額し、2億7,480万円といたします。

臨時財政対策債 限度額3,000万円のを6,400万円とするものでございます。これは臨時財政対策債の発行可能額の額の確定によるものであります。なお、臨時財政対策債は、地方交付税の不足分を補填するもので、償還金につきましては、交付税参入されるものでございます。

8ページをお願いします。

補正予算の主なものをご説明いたします。

歳入であります。

9款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税1億935万3,000円の追加であります。1節地方交付税1億935万3,000円の追加で、これは普通交付税の額の確定によるもので、これにより普通交付税の額は14億9,435万3,000円となります。

13款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金426万8,000円の減額であります。1節総務管理費補助金426万8,000円の減額です。これは地方創生推進交付金で計画が該当からはずれたことによるものでございます。

4目土木費国庫補助金3,438万4,000円の減額です。1節社会資本整備総合交付金3,438万4,000円の減額で、これは橋りょう補修費、道路点検費、舗装補修費、いずれも交付金の配分が減額したことによる減額で確定したことによるものでございます。

10ページ、11ページをお願いします。

15款財産収入 2項財産売払収入 1目不動産売払収入1,087万円の追加で、3節素材売払収入1,083万円の追加です。これは立木調査の実施結果によるものでございます。

17款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金709万4,000円の減額です。1節財政調整基金繰入金709万4,000円を減額するもので、これは普通交付税等の額の確定によりまして財源が確保されたことに伴いまして、取り崩しを行わないとするものでございます。

18款繰越金 1項繰越金 1目繰越金7,022万7,000円の追加です。1節繰越金7,022万7,000円で、前年度繰越金として追加するものでございます。

12、13ページをお願いします。

19款諸収入 4項雑入 4目雑入485万円の追加です。2節雑入485万円の追加で、これは空き家解体撤去工事費用負担金です。権利者等に代わって、村が空き家を撤去した場合に、その費用を請求し負担していただくものでございます。

20款村債 1項村債 2目過疎対策事業債1,620万円の減額です。1節過疎対策事業債1,620万円の減額で、社会資本整備総合交付金事業、道路整備事業及び診療施設整備事業の減額。未来づくりプログラム事業と地方創生事業についての追加となっております。3目臨時財政対策債3,400万円の追加です。1節に臨時財政対策債として追加するものであります。これは発行可能額の確定による追加で、これにより発行可能額は6,400万円となります。

14、15ページをお願いいたします。歳出であります。

2款総務費 1項総務管理費 2目文書広報費233万6,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金233万6,000円の追加で、秋田県町村電算システム共同組合に社会保障税番号制度システム改修と子どものための教育、保育システム改修の負担金として支払うものでございます。6目企画費5,431万3,000円の追加です。

これは主に15節の工事請負費4,997万1,000円でございます。地域センターの解体費用でございます。

14目財政調整基金費1億3,941万4,000円の追加であります。財政調整基金積立金として1億3,941万4,000円を追加するものでございます。

16、17ページをお願いします。

4款衛生費 1項保健衛生費 3目環境衛生費685万8,000円の追加です。主なものは2つありまして、1つは15節工事請負費485万円の追加です。これは村が権利者等に代わって空き家解体撤去を行うための場合の工事費であります。次に22節補償補填及び賠償金140万円の追加です。これは予納金といたしまして、空き家解体に至る手続きとして裁判所へ相続財産管理人申立てする経費でございます。空き家2棟分を計上しております。

4款衛生費 2項清掃費 1目塵芥処理費701万8,000円の減額です。13節委託料730万8,000円の減額が主なものでございます。これは北秋田市上小阿仁村生活環境衛生施設組合のごみ処理委託料の平成27年度精算によるものでございます。

18、19ページをお願いします。

6款農林水産業費 2項林業費 4目造材事業費1,483万5,000円の追加です。13節委託料1,483万5,000円の追加、これは南沢砂小渕の皆伐及び路網整備に伴う支障木の推定出材が調査により判明したことによるものです。6目林道維持費266万8,000円の追加です。13節委託料266万8,000円の追加です。これは五反沢八森沢林道で発生した地滑りの調査委託料でございます。

20、21ページをお願いします。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路維持費3,616万4,000円の減額です。13節委託料300万円の追加、これは平成26年度に建設業者が村に対して起こした除雪委託料に関する訴訟の和解金でございます。次に15節工事請負費3,916万4,000円の減額。これは社会資本整備事業交付金の減額により、村道補修工事2路線分の減額と単独道路改良工事1路線分減額によるものでございます。

10款教育費 4項社会教育費 8目社会教育施設管理費333万2,000円の追加です。15節工事請負費298万6,000円が追加の主なものでございます。これは地域センターの解体の際に体育館部分を残して利用するための体育館改修費用でございます。

22、23ページをお願いします。

5項保健体育費 1目学校給食費1,700万円の減額です。15節工事請負費1,571万4,000円が主なものでございます。これは集住型宿泊交流施設の建設地変更に伴い、旧給食センター解体工事費用を減額するものでございます。4目健康増進施設管理費129万9,000円の追加です。これは15節工事請負費115万8,000円の追加が主なものでございます。これは地域センターの解体計画に伴いトレセンの

トレーニングルームを放課後児童クラブとして使用できるように、部屋を改修するための工事費であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第10号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第11号から日程20 議案第16号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第15 議案第11号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第20 議案第16号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。順次説明してください。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案の27ページをご覧ください。

議案第11号 平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成28年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,691万円とするものであります。

内容につきましては34、35ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

3款 2項 2目システム開発費等補助金64万3,000円の追加であります。

これは国保事業費納付金を試算するためのシステム改修に係る負担金に対する国庫補助金を補正するものであります。

4款 1項 1目療養給付費交付金51万1,000円の追加であります。これは平成27年度の退職者医療療養給付費が、実績により追加交付決定されたことによる補正となっております。

9款 2項 1目財政調整基金繰入金439万5,000円の追加であります。前年度繰越金の額が実績により減額となったことに伴い、歳入を調整するための補正となっております。

10款 1項 1目繰越金490万6,000円の減額であります。前年度繰越金の実績

による減額補正であります。

36、37ページをお開きください。

歳出であります。

1款 1項 1目一般管理費64万3,000円の追加であります。システム改修に伴う負担金を補正するものであります。

2款 1項 2目退職被保険者等療養給付費につきましては、財源を一般財源から、その他に更正するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） 杉風荘施設長。

○特別養護老人ホーム施設長（小林雄幸） 同じく議案の39ページをお願いいたします。

議案第12号 平成28年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第1号）

平成28年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ959万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,669万5,000円とするものでございます。

続きまして、46ページ、47ページをお開きください。歳入であります。

5款 1項 1目繰越金959万9,000円の追加であります。1節繰越金959万9,000円、これにつきましては、前年度の繰越額の増加によるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

2款 2項 1目施設介護サービス事業費、補正額59万円の追加であります。18節備品購入費59万円。庁用備品の購入としてエアマット5組を予定してございます。

3款 1項 1目財政調整基金積立金900万9,000円の追加でございます。25節積立金900万9,000円、財政調整基金への積立金でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） 産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 51ページをお開きください。

議案第13号 平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算

平成28年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,868万5,000円とするものでござ

ございます。

58ページ、59ページをお開きください。歳入でございます。

繰越金でございます。補正額289万4,000円でございます。前年度繰越金289万4,000円。内訳ですが、簡易水道事業に係る部分が268万3,000円でございます。小規模部分に係る部分が21万1,000円でございます。

60ページ、61ページをお開きください。歳出でございます。

簡易水道管理費でございます。1目統合地区管理費、補正額268万3,000円でございます。繰越金の2分の1以上の積立ということで、25節積立金に135万円、残額分を工事修繕ということで15節の工事請負費の方に133万3,000円の補正でございます。

1款総務費 2項小規模水道管理費につきましては21万1,000円を全額基金の方に積立をするものでございます。

続きまして63ページをお開きください。

議案第14号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算

平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,623万7,000円とするものでございます。

70ページ、71ページをお開きください。歳入でございます。

繰入金です。一般会計繰入金31万5,000円を補正するものでございます。

72ページ、73ページをお開きください。歳出でございます。

一般管理費31万5,000円を追加するものでございます。内容につきましては、職員手当等に31万5,000円を追加するものでございます。これは職員の時間外等の追加でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく77ページをご覧ください。

議案第15号 平成28年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

平成28年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,774万4,000円とするものでありま

す。

内容につきましては、84ページ、85ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

3款 2項 2目地域支援事業交付金（介護予防事業費）、補正額は2万8,000円の増額であります。同じく3目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）13万5,000円の追加でございます。こちらは27年度の実績に伴う精算分を補正するものでございます。

4款 1項 1目介護給付費交付金47万2,000円の追加でございます。2目地域支援事業支援交付金4万8,000円の追加でございます。同じく平成27年度実績に伴う精算分の補正となっております。

5款 2項 1目地域支援事業交付金、同じく2目の地域支援事業交付金です。こちらにつきましても27年度実績に伴います精算を補正するものでございます。

7款 1項 4目その他一般会計繰入金34万9,000円の追加でございます。こちらにつきましては予備費に対する補正をさせていただきたいものでございます。5目低所得者保険料軽減繰入金2万6,000円の追加でございます。こちらにつきましても27年度分の精算による補正となっております。

次のページをお開きください。

7款 2項 1目基金繰入金200万5,000円の追加であります。財源調整のため財政調整基金から繰入れを補正するものでございます。

88ページ、89ページをお開きください。歳出であります。

6款 1項 2目償還金247万7,000円の追加であります。これは27年度実績に伴う精算分として、国庫負担金へ206万3,000円、県負担金へ41万4,000円を追加するものでございます。

6款 2項 1目一般会計繰出金28万8,000円の追加であります。27年度地域支援事業の実績に伴う精算分として補正するものでございます。

7款 1項 1目予備費として37万5,000円を補正するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の10ページをお願いします。

議案第16号 平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてであります。

平成28年度上小阿仁村下水道事業特別会計は、人件費分として、平成28年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を31万5,000円増額し、2,760万3,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由として、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するもので

あります。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号から議案第16号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第17号から日程22 議案第18号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第21 議案第17号 上小阿仁村犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例についてと日程第22 議案第18号 上小阿仁村地域センター設置条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 提出議案の11ページをお願いいたします。

議案第17号 上小阿仁村犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由でございます。

犯罪被害者等への見舞金を支払うため、この条例案を提出するものであります。

12ページをお願いします。

上小阿仁村犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

これについては、見舞金の支給を可能にするため、現在の6条の次に、村は、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができるという1条を加え、附則とし、この条例は、平成28年10月1日から施行するとしております。

支給の額等につきましては、規則で対応する予定であります。

以上です。

○議長（小林信） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大沢寿） 同じく13ページをお開きください。

議案第18号 上小阿仁村地域センター設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村地域センター設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、上小阿仁村地域センターの旧校舎及び昇降等の解体計画により、この条例案を提出するものでございます。

14ページをご覧ください。

上小阿仁村地域センター設置条例の一部を改正する条例

上小阿仁村地域センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表中 1室につきの欄を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成28年10月1日から施行するというようにしております。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第17号と議案第18号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第20号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第23号 議案第20号 沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長兼建設課長。

○産業課長兼建設課長（武石晋） 定例会追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第20号 沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事請負契約の締結について

次のとおり、沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的 沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 8,683万2,000円
4. 契約の相手方 秋田市山王5丁目1番7号

山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部 公雄

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第20号 沖田面地区統合簡易水道送配水管布設等工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

散 会

○議長（小林信） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

15時40分 散会